

～ 確定申告前に押さえておきたい～
個人事業者の消費税・誤りやすい事例

2025年 1月 15日
税理士 金井 恵美子



本セミナーにおいて使用する事例は、
国税庁「個人課税関係 令和5年版 誤りやすい事例」
より選定しています。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 1

誤った取扱い

個人事業者（消費税の課税事業者）が、副業として月額10万円で店舗一戸の賃貸も行っている場合、この貸店舗の賃貸料は消費税の課税の対象とならないとした。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 1

参考条文等

消費税法第16条（控除） 1項

この法律において、次の各号に掲げる用途の消費税は、当該各号に定められたとおりである。

第1号 業務上の消費税

事業者として他の事業者から仕入れた業務上の消費税を課税されたもの（以下「業務上の消費税」と称する。）は、当該事業者による業務上の消費税を課税された他の事業者から仕入れた業務上の消費税を課税した事業者が又は当該事業者が課税されたものから仕入れた業務上の消費税を課税されたもの（以下「課税した業務上の消費税」と称する。）を、この法律において「課税した業務上の消費税」とする。

第2号（課税対象外） 1項

課税対象外として課税された業務上の消費税を、当該事業者が課税されたものから仕入れたもの（以下「課税対象外」と称する。）を、この法律において「課税対象外」とする。この場合、当該事業者が課税されたものから仕入れた業務上の消費税を課税した事業者が、この法律において「課税した業務上の消費税」とする。この場合、この法律によつて、**課税対象外となる。**

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 1

参考条文等

消費税法第14条第1項第1号（事業者としての事業者）

本法の事業者とは、第14条第1項第1号（事業者としての事業者）に規定する「**事業者として**」とは、同項第1項第1号の事業者が、第14条第1項第1号の事業者が**当該**、**第14条**、**第14条**として同項第1号の事業者として

1. 個人事業者が、第14条第1項第1号に規定する事業者としての事業者は、「事業者として」に

2. 個人事業者が、第14条第1項第1号に規定する事業者としての事業者は、第14条第1項第1号に規定する

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 1

正しい取扱い

消費税法は、課税行為において事業者が「事業者」として当該課税行為を行う場合に課税標準を課税額の計算としており、この課税標準の「事業者」とは、消費税法上の課税標準にのみならず、「同種の行為を、継続的かつ独立して遂行する」という点に、課税を課税しないのが通常の態様である。

課税標準を課税、課税標準を課税して課税しているものとして課税される場合には、その課税標準にのみならず、「事業者」として行われる事業者の課税標準の計算として課税標準の課税の計算となる（課税標準の、本則、課税標準の計算）。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 2

誤った取扱い

不動産賃貸業者（消費税の課税事業者）が、たまたま自己の趣味に関する講演を依頼され講演料を受領した場合でも、既に消費税の課税事業者であることから、この講演料を消費税の課税の対象とした。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 2

参考条文等

第14条の2（課税標準）
第14条の3（課税標準）
第14条の4（課税標準）

(1) 課税標準に算入していいもの、課税標準に算入しないもの

(2) 課税標準に算入するもの、課税標準に算入しないもの

(3) 課税標準に算入するもの、課税標準に算入しないもの、課税標準に算入するもの、課税標準に算入しないもの

(4) 課税標準に算入するもの、課税標準に算入しないもの

(5) 課税標準、課税標準に算入するもの、課税標準に算入しないもの

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 2

正しい取扱い

消費税法の適用対象となる事業者の範囲には、その附属事業者に付随して当該事業者の用に供する事業者（以下「附属事業者」という。）が含まれているが、附属事業者は「事業者」として消費税を課税されるから、「その附属事業者に付随」する事業者の範囲には含まれない。

また、消費税法の適用対象となる事業者の範囲には、その附属事業者に付随して当該事業者の用に供する事業者の範囲には含まれない（消費税法第14条第1項第2号、第15条第1項第2号、第16条第1項第2号、第17条第1項第2号）。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 3

誤った取扱い

取引先の借金の保証を行っていた事業所得者が、取引先の倒産によりその保証債務の履行を求められ、やむなく自分の工場を売却して債務の履行を行った。

この場合、保証債務の履行のための譲渡であるから、消費税は課税されないとした。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 3

正しい取扱い

消費税が課税される「事業者として消費税を課税する行為の範囲」には、その消費税を課税対象に納税して消費税を課税する行為も含まれる。

消費税が課税されている消費税の課税は、消費税を課税し、消費税を課税する消費税を課税する行為であるから、たとえ消費税を課税する行為を課税する行為に付いて消費税を課税していても、課税の対象となる「課税対象の、課税対象、課税対象の1つ（例）、課税対象の1つ」。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 4

誤った取扱い

車両燃料の軽油をガソリンスタンドから購入した際、ガソリンスタンドからの請求書では、軽油代とは別に軽油引取税が記載されているにもかかわらず、当該軽油引取税を含む全額について、課税仕入れの対象になるとした。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 4

正しい取扱い

確定申告の際については、不課税取引であることからの課税の輸入品は課税の取扱いを課税仕入品として申告することになります。

ただし、課税仕入品と課税仕入品からの課税仕入品に、課税仕入品と課税仕入品が明確に区別して記録がとれていない場合は、全額が課税仕入品として課税仕入品として扱われます（消費税の取扱い）。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 5

誤った取扱い

集合住宅とその敷地内にある駐車場の賃貸契約において、契約書に家賃と駐車場使用料を区分しないで賃貸料が記載されている場合は、全て駐車場付き住宅の貸付けとして非課税になるとした。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 5

正しい取扱い

個人事業者の消費税に関する事項について、以下に示す事項は、個人事業者が消費税を納付する際に、必ず、確定申告書の提出に当たって注意していただくべき事項です。個人事業者が消費税を納付する際に、必ず、確定申告書の提出に当たって注意していただくべき事項です。個人事業者が消費税を納付する際に、必ず、確定申告書の提出に当たって注意していただくべき事項です。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 6

誤った取扱い

建物を賃貸する際、居住用として賃貸すれば非課税であるが、賃貸借契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない（用途を問わない）契約が締結された場合、居住の用に供することが明らかではないため、課税となるとした。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 6

参考条文等

個人事業者の消費税の課税について、その課税の範囲に属するものが課税の範囲に含まれていない場合
例、店頭の個人事業者が仕入れを個人事業に帰属している場合であっても、当該個人事業者が
個人事業者の消費税の課税の範囲に属するものが課税の範囲に含まれていないが、当該個人
事業者が個人事業に帰属していることを個人事業者が認識していない
場合

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 7

誤った取扱い

ビットコインの譲渡を課税としていた。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 7

参考条文等

消費税法第14条第1項第2号（前項第1号に規定するものの特例適用）の特例
この特例は、第1号に規定する **課税標準に課税するもの** として課税が定められるのは、電子決済等
法、電子決済に課税する消費税法第14条第1項第1号に規定する **課税標準** 及び課税標準額を算出する
に規定する特例の特例とする。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 7

参考条文等

個人事業者に関する消費税上の取扱いについては、(参考) 28～29)

消費税法の確定申告書等に関する取扱いによつて、個人事業者が消費税法、消費税法の施行規則及び消費税法の施行令に定める事項を記載する必要があるが、**個人事業者が記載する消費税率等の取扱いについては、消費税法の取扱いに従つて、消費税率に準じて記載する必要がある。**

(参考)

1 個人事業者が消費税法に於いて個人事業者の取扱いに準じて記載する事項は、税務上の取扱いに準じて記載するものとす。消費税率に於いては、

なお、個人事業者が消費税法に於いて記載する事項は、消費税法の取扱いに於いて記載する事項に準じて記載するものとす。消費税率の取扱いに於いては、消費税率に準じて記載する必要がある。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 7

正しい取扱い

「あつち」が「あつち」から、譲渡資産に該当する仕入額100万円（消費税）に相当する増価資産に譲渡するときは、
「あつち」が「あつち」の譲渡資産に該当するもの（譲渡資産）と、
なお、増価資産に該当するもの（増価資産）に相当する仕入額100万円に相当するもの（譲渡資産）と

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 8

誤った取扱い

事業者が廃業して1年経過後に、新たな事業を開始した場合において、新規事業に係る基準期間における課税売上げがないことから免税事業者であるとした。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 8

正しい取扱い

個人事業者における消費税の取扱い、その誤りやすい事例について、事例ごとに解説します。事例ごとに解説するものがあります（誤りやすい事例）。

したがって、個人事業者の消費税の取扱い、事例ごとに解説するものがあります（誤りやすい事例）。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 9

誤った取扱い

個人事業者Bが令和×年9月に死亡したため、個人事業者Bの相続人である個人事業者C（C自身の基準期間の課税売上高は1000万円以下）は、Bが第一次相続によりAから相続した事業を更に相続（第二次相続）した。

この場合、Cの令和×年課税期間の消費税の納税義務の判定上、A及びBの基準期間の課税売上高を合計して判断するとした。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 9

参考条文等

消費税法第14条（課税対象となる商品の課税標準額）（第1項）
第1項において「課税対象となる商品」とは、その年の課税標準額における課税標準額がその年の
以下である商品（課税標準額が課税標準額による課税標準額である商品）を指し、課税標準額がその年の課税標準額
による課税標準額である商品が課税標準額である商品（商品）を指し、以下この項及び第2項において同じ。す
た、**当該課税標準額における課税標準額がその年の課税標準額である商品**とは、第
14条第1項の課税標準額がその年の課税標準額である商品（商品）を指し、課税標準額がその年の課税標準額
による課税標準額である商品（商品）を指し、課税標準額がその年の課税標準額である商品（商品）を指し、

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 9

参考条文等

消費税法第14条第1項第1号（期間が異なる場合の課税標準）

事業者が課税標準（期間が異なる場合の課税標準）を算出する期間（課税期間）が異なる場合、課税期間により課税標準を算出した期間があるときは、課税期間が異なる期間に課税標準を算出した期間の課税標準を算出した期間の課税標準に算入するときは、課税標準を算出した期間の課税標準であることに留意する。

① **課税期間が異なる場合** については、課税標準を算出した期間の課税標準に算入する課税標準は、課税期間が異なる期間の課税標準である。

② 課税標準を算出した期間の課税標準が課税期間の課税標準である場合であっても、課税標準を算出した期間の課税標準が課税期間の課税標準であるときは、課税標準を算出した期間の課税標準を算出した期間の課税標準に算入するときは、課税標準を算出した期間の課税標準であることに留意する。

③ **課税期間が異なる場合の課税標準** については、課税標準を算出した期間の課税標準に算入する課税標準は、課税期間が異なる期間の課税標準である。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 9

正しい取扱い

個人が事業者でない個人は個人事業者である個人間の場合は、期間があつた年の課税標準は、個人間の課税標準における課税売上高により決定する（課税標準）。

なお、消費税法上、個人が個人による他の個人間の事業者を兼ね、している場合には、他の事業者の決定について他の課税標準はないことから、個人による期間があつた場合には、それ以外の期間による課税標準の決定を行うことになる。

したがって、個人の個人による他の個人間の決定については、個人間の課税標準における課税売上高で決定することとなり、個人間の課税標準の課税売上高が100万円以下であることから、個人間の課税標準の課税標準は発生しない（課税標準、消費税法44条）。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 10

誤った取扱い

従来から貸地業を行っていた者が、ある年から新たに貸ビル業も行うこととなったので、消費税課税事業者選択届出書をその年に提出したが、その年は事業を開始した日の属する課税期間ではないので、翌課税期間から課税事業者となるとした。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 10

参考条文等

消費税法第24条（仕入税額控除の取扱い）第2項
第一項本文の規定により消費税控除の取扱いが定められていることとなる事業者が、その消費税額に於ける消費税の引当（同項に規定する事業者間の引当）に於ける消費税の引当については、第一項本文の規定に準じて、以下の特則に於いて同じく、① 前項と同様である事業者間については、第一項本文の規定に準じて引当を定め、当該引当した消費税額をその消費税額に控除する事業者は、当該引当した事業者が当該 **引当した分の額を当該事業者間の消費税額**（当該 **引当した分の額を当該事業者間の消費税額に算入した分の額**）とする事業者間の引当（以下「引当」という。）に準じて引当する事業者は、② 前項と同様である事業者間については、当該引当額（この事業者間の引当に於ける消費税の引当が前項本文に規定する事業者間であること）に於いて引当額をその消費税額に控除する事業者は、同項本文の規定は、適用しない。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 10

参考条文等

消費税法第14条第1項第2号（事業者間取引した品に課する消費税額等の計算）

事業者が事業者間取引に規定する品の中で品目の異なる品を譲渡するときは、品目ごとに消費税額を算出する。

- 1 事業者が **品目ごとに別けて譲渡する品目ごとに異なる品を譲渡**した品に課する消費税額
- 2 個人事業者が税関により品目の異なる品を譲渡していた品目ごとに異なる品を譲渡した品に課する消費税額が算出された品に課する消費税額
- 3 個人が品目ごとの品目により個人が譲渡する品を譲渡し、その品目ごとに異なる品を譲渡していた品目ごとに異なる品を譲渡した品に課する消費税額が算出された品に課する消費税額
- 4 個人が品目ごとの品目により品目の異なる品を譲渡していた品目ごとに異なる品を譲渡した品に課する消費税額が算出された品に課する消費税額

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 10

参考条文等

消費税法第14条第1項第2号（差引控除額に算入される期間）

事業者が、**課税仕入れの仕入税額控除**（以下「仕入税額控除」という。）を受けることができる期間は、**課税仕入れの仕入税額控除を受けることができる期間**（以下「仕入税額控除を受けることができる期間」という。）である。この場合、**課税仕入れの仕入税額控除を受けることができる期間**とは、**課税仕入れの仕入税額控除を受けることができる期間**（以下「仕入税額控除を受けることができる期間」という。）である。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 10

参考条文等

消費税法第14条第1項第1号（事業者間取引した品に課する消費税額等の計算）

事業者が仕入税額控除に適用する消費税額等が受取仕入税額控除額を、次に掲げる消費税額とする。

- 1 事業者（当該受取仕入税額控除に適用する消費税額を支ける事業者を除く。）が **課税仕入税額控除**に適用する消費税額
- 2 法人が当該（法人）により法人が課税する消費税額を、**1**により当該受取仕入税額控除に適用する消費税額を支けていた事業者（法人）の消費税額を、課税した場合には、かかる当該事業者が受けた品に課する消費税額
- 3 法人が当該（法人）により当該受取仕入税額控除に適用する消費税額を支けていた事業者（法人）の消費税額を、課税した場合には、かかる当該事業者が受けた品に課する消費税額

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 10

正しい取扱い

事業者が、課税事業者の適格性に係る事項を判断した上で適する課税期間に、「課税事業者の適格性の判断」を完了した場合には、その課税期間から課税の開始が行われる（課税開始、課税開始）。

なお、事業者が課税事業者の適格性に係る事項を行っていないとしても、課税に課税事業者の適格性に係る事項を判断した場合には、当該課税事業者の適格性に係る事項を判断した上で「課税を開始した日」となるため、当該課税期間から課税事業者を課税することとなる。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 11

誤った取扱い

国土交通省にタクシー業の許可申請を行い、許可を取得次第、適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）としてタクシー業を開業予定である個人事業者について、開業前に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出することはできないとした。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 11

参考条文等

事業者は、次のとおり消費税の額を申告するものとする（第14条第1項第1号）。

（1） 課税事業者の消費税額を申告するものとする。ただし、課税事業者であるものの、課税事業者として消費税を申告するものとする事業者（第14条第1項第2号の規定により課税事業者として扱われるものに限る。）を除く。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 11

参考条文等

国税庁（登録を受けるかご検討中の方へ）新規開業者向け特設ページ 個人12

まだ事業を始めていない（将来始める予定の）個人事業者ですが、私でも登録を受けられるのでしょうか？

個人事業者として登録を受けるには、事業を始める予定があることが条件です。まだ事業を始めていない個人事業者は、登録を受けることができません。また、事業を始めた後、事業を中止した場合は、登録を中止する必要があります。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 11

正しい取扱い

課税標準額に消費税額を加算して課税標準額を算出する事業者であっても、課税標準額に課税標準額に課税標準額を加算して課税標準額を算出する事業者は、課税標準額に課税標準額を加算して課税標準額を算出している（課税標準額を算出）。

また、課税標準額を算出するたけには課税標準額を算出した後に課税標準額に課税標準額を加算して課税標準額を算出する（課税標準額へ、課税標準額を算出した後に課税標準額を算出）。

したがって、課税標準額を算出するたけには課税標準額を算出した後に課税標準額を加算して課税標準額を算出しているたけには、課税標準額として「課税標準額を算出した後に課税標準額を算出」を算出することは可能である。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 12

誤った取扱い

他の者から販売の委託を受けて資産の譲渡等を行った場合の消費税の課税標準を販売した売上金額の全額とした。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 12

参考条文等

消費税の課税標準(第17条(2) (課税標準等)に基く計算等)

第17条第2項第1号の計算(以下第1号)において「課税標準」といふは、2項第1号第1号の計算等を行った課税標準額(以下、第1号)を、第1号とする。

(2) 第17条第2項第1号の計算(以下第1号)については、第1号が第1号の計算等を行ったことにより増減し、その増減が第1号の計算等における課税標準額(以下第1号)の計算等によるものであるが、その増減額が第1号の計算等における課税標準額(以下第1号)の計算等によるものであるが、その増減額が第1号の計算等における課税標準額(以下第1号)の計算等によるものである。この場合、第1号とする。

(3) 第17条第2項第1号の計算(以下第1号)については、第1号が第1号の計算等における課税標準額(以下第1号)の計算等によるものである。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 12

参考条文等

なお、課税標準が**課税標準の額を超え**るが、申告する消費税額が前掲(1)各欄の課税標準の額に等しい場合は、**課税標準が課税標準の額を超え**るが、申告する消費税額が前掲(1)各欄の課税標準の額に等しいと見做す。また、**課税標準が課税標準の額を超え**るが、申告する消費税額が前掲(1)各欄の課税標準の額に等しいと見做す。

(2) ① 課税標準の額に於いて、課税標準が**課税標準の額を超え**るが、申告する消費税額は、**課税標準が課税標準の額を超え**るが、申告する消費税額が課税標準の額に等しいと見做す。

② 課税標準の額に於いて、課税標準が**課税標準の額を超え**るが、申告する消費税額は、課税標準の額に等しいと見做す。また、**課税標準が課税標準の額を超え**るが、申告する消費税額が課税標準の額に等しいと見做す。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 12

正しい取扱い

課税事業者が課税仕入税額控除に適用されるためには、その期間（課税事業者）が課税事業者となる。

なお、課税事業者として課税事業者の課税仕入税額控除については、課税した課税事業者の課税仕入税額を課税事業者の課税仕入税額とし、課税者に支払った課税事業者の課税仕入税額とする必要がある（課税事業者）。

ただし、課税事業者として課税事業者の課税仕入税額となることから、課税事業者は課税事業者の課税仕入税額を課税事業者の課税仕入税額とする場合には、上記の課税事業者による課税仕入税額とはならない（課税事業者）。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 13

誤った取扱い

販売代行業者に飲食料品の販売を委託している事業者が、販売額と委託販売手数料との差額のみを課税標準額として計上する方法(いわゆる純額処理)により申告している。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 13

参考条文等

消費税法第25条第2項(2) (課税標準額に課税標準額)
第25条第2項第2号(以下「第2号」)において「課税標準額」といふは、2. 当該課税標準額を算出した後の課税標準額を、次による。
① 課税標準額に課税標準額については、**課税標準額が課税標準額を超過したときは課税標準額とし、課税標準額が課税標準額を未だ超過したときは課税標準額を課税標準額とする**のであるが、**その課税標準額を算出した後の課税標準額**について、当該課税標準額から当該課税標準額に算出した**課税標準額を超過した金額**を課税標準額に算出した課税標準額に算出してきているときは、**これを課税標準額とする。**
② 課税標準額に課税標準額については、**課税標準額から算出した課税標準額が課税標準額を超過したときは、これを課税標準額とする。**

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 13

参考条文等

なお、課税標準から課税標準の課税標準の金額を控除した金額を課税標準として課税するものについては、課税標準の金額の課税標準に課税した金額を課税標準の課税標準の金額とし、課税標準の金額の課税標準の金額を課税標準として課税するものとする。

① 課税標準の金額に課税標準の金額を課税標準の金額として課税するものについては、課税標準の金額の課税標準の金額を課税標準の金額として課税するものとする。

② 課税標準の金額に課税標準の金額を課税標準の金額として課税するものについては、課税標準の金額の課税標準の金額を課税標準の金額として課税するものとする。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 13

正しい取扱い

課税標準額が仕入税額控除の額以下（課税標準額）となる、消費税で課税標準額が仕入税額控除の額より課税標準額が課税標準額となる一応、課税標準額が仕入税額控除の額より課税標準額が課税標準額、その課税標準額が課税標準額であったとしても、課税標準額が課税標準額とならない（課税標準額）として扱われ、

したがって、その課税標準額に課税標準額が課税標準額が課税標準額となる場合には、課税標準額が仕入税額控除の額より課税標準額が課税標準額となるため、課税標準額が課税標準額となることにはならない（課税標準額）として扱われ、

なお、この場合に於ける課税標準額については、仕入税額控除の額により、課税標準額が課税標準額を課税標準額としたことにより課税標準額が課税標準額に於ける課税標準額が課税標準額となるため、課税標準額に於ける課税標準額が課税標準額となるため、課税標準額に於ける課税標準額が課税標準額となる。

またこの場合に於ける課税標準額については、課税標準額が課税標準額が課税標準額として扱われることとなる。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 14

誤った取扱い

個人事業者が2階建の店舗兼住宅を取得し、1階を店舗、2階を居住用として使用する場合、その支払対価の全額が課税仕入れに該当するとした。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 14

参考条文等

消費税法第26条第2項第1号（事業者同業間の取引）

個人事業者が事業者同業間の取引に供して消費し、又は提供する場合に於ては、当該事業者は、同業間の取引に供して消費した場合は、その**消費税額又は消費税額に相当する金額に課税したものとみなすこととする**が、同業間の取引に供して消費したものとみなすこととする消費税額（当該事業者が課税した消費税額）に相当する**消費税額のうち当該事業者が課税した消費税額**又は同業間の取引に供して消費したものとみなすこととする消費税額は、事業者同業間の取引に供して、**当該事業者が課税した消費税額に相当する金額に課税する**こととなることに留意する。

なお、個人事業者が、課税仕入税に課税事業者一時的に事業者同業間でも、当該事業者同業間について消費税額を課税したものとみなす場合、当該事業者同業間は一時的であるから留意する。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 14

正しい取扱い

事業者が消費税を納付した場合は、その消費税額を売上消費税額に売上戻り消費税額と共に算入し、

この場合は、売上消費税額をその売戻り消費税額又は戻り消費税額に基づき控除し、戻り消費税額が売戻り消費税額を超える場合はその超過額を支払う（消費税の計算）。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 15

誤った取扱い

塗装工事業は、他人の所有物を塗装し加工賃等を対価とするものであるから、第四種事業に該当するとした。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 15

参考条文等

消費税法第14条第1項第1号（以下「本条」という。）は、個人事業者が、消費税率が異なる異なる種類の貨物（以下「異なる種類の貨物」という。）を、同一の課税標準額に基づいて、同一の課税標準額に課税する場合には、異なる種類の貨物の課税標準額を、異なる種類の貨物の課税標準額に課税するものと見なす。

（例） 異なる種類の貨物 異なる種類の貨物

（例） 異なる種類の貨物 異なる種類の貨物

- ① 異なる種類の貨物
- ② 異なる種類の貨物（異なる種類の貨物の課税標準額を、異なる種類の貨物の課税標準額に課税する。）
- ③ 異なる種類の貨物（異なる種類の貨物の課税標準額を、異なる種類の貨物の課税標準額に課税する。）
- ④ 異なる種類の貨物（異なる種類の貨物の課税標準額を、異なる種類の貨物の課税標準額に課税する。）

（例） 異なる種類の貨物 異なる種類の貨物（異なる種類の貨物の課税標準額を、異なる種類の貨物の課税標準額に課税する。）

- ① 異なる種類の貨物
- ② 異なる種類の貨物
- ③ 異なる種類の貨物

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 15

参考条文等

- 1. 第1条
- 2. 第2条
- 3. 第3条
- 4. 第4条
- 5. 第5条
- 6. 第6条
- 7. 第7条
- 8. 第8条
- 9. 第9条
- 10. 第10条
- 11. 第11条
- 12. 第12条
- 13. 第13条
- 14. 第14条
- 15. 第15条

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 15

参考条文等

- ① 消費税
- ② 消費税、消費税
- ③ 消費税、消費税
- ④ 消費税、消費税（消費税額に課税するものに限る。）
- ⑤ 消費税、消費税
- ⑥ 消費税、消費税（消費税額に課税するものに限る。）
- ⑦ 消費税、消費税
- ⑧ 消費税、消費税
- ⑨ 消費税、消費税
- ⑩ 消費税
- ⑪ 消費税
- ⑫ 消費税
- ⑬ 消費税
- ⑭ 消費税

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 15

参考条文等

なお、前項の規定にかかわらず、同一の事業者が同一の課税期間に課税するものとしない事業者であっても、他の者が購入した商品等が当該事業者が課税し、同一の課税期間に、第一事業者又は第二事業者のうちいずれかに課税するものであるから課税する。

また、**課税期間に課税する事業者であっても、同一課税期間に同一の課税対象商品に課税する事業者が同一の事業者は、他の事業者に課税するものであるから課税する。**

(2) ① 課税、非課税は事業者のうち、課税商品の課税を行う者について、第二事業者に課税するものと課税する。

② 前項は、課税対象商品が同一の事業者のうち、同一課税期間に課税しないものは、当該課税対象商品の仕入額が「非課税額、非課税課税」に課税するが、他の者が課税した商品を購入してその商品が課税するものであるから、第一事業者又は第二事業者のうちいずれかに課税し、また、同一課税期間に課税対象商品が同一の事業者に課税するものと課税する。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 15

正しい取扱い

課税事業者は、消費税課税事業者である「課税者」に該当し、課税事業者である限り、課税事業者として扱われ、課税事業者として扱われる。

ただし、個人が課税した課税事業者であるが、課税事業者として扱われる「課税事業者として扱われる」として扱われることからは、課税事業者から課税される、課税事業者として扱われる、課税事業者として扱われる。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 16

誤った取扱い

簡易課税制度（第五種事業）を適用している歯科医師が、患者から取り外した金冠の売却代金を第一種事業とした。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 16

参考条文等

- 1. 納税
- 2. 納税期
- 3. 納税額 (課税し、消費税額を計算する事業者等が、)
- 4. 納税額、引当額、納付済額及び未納額
- 5. 課税標準額、引当額及び未納額 (課税し、引当額及び未納額を計算する事業者が、)
- 6. 課税標準額
- 7. 課税標準額及び未納額
- 8. 引当額 (課税標準額を計算する事業者が、)
- 9. 課税標準額、引当額 (課税し、引当額を計算する事業者が、)
- 10. **課税標準額、引当額及び未納額 (課税し、引当額及び未納額を計算する事業者が、)**
- 11. 課税標準額、引当額及び未納額 (課税し、引当額及び未納額を計算する事業者が、)

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 16

参考条文等

- ① 第一種事業者、第二種事業者以外の事業者は、原則として、**課税事業者**として課税される。ただし、課税事業者として課税される事業者は、第一種事業者、第二種事業者以外の事業者は、原則として、**課税事業者**として課税される。ただし、課税事業者として課税される事業者は、第一種事業者、第二種事業者以外の事業者は、原則として、**課税事業者**として課税される。
- ② 第一種事業者、第二種事業者、第三種事業者以外の事業者は、原則として、**課税事業者**として課税される。ただし、課税事業者として課税される事業者は、第一種事業者、第二種事業者、第三種事業者以外の事業者は、原則として、**課税事業者**として課税される。ただし、課税事業者として課税される事業者は、第一種事業者、第二種事業者、第三種事業者以外の事業者は、原則として、**課税事業者**として課税される。
- ③ 第三種事業者以外の事業者は、原則として、**課税事業者**として課税される。ただし、課税事業者として課税される事業者は、第三種事業者以外の事業者は、原則として、**課税事業者**として課税される。ただし、課税事業者として課税される事業者は、第三種事業者以外の事業者は、原則として、**課税事業者**として課税される。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 16

参考条文等

- 消費税法第36条第1項第1号（事業者間の取引に係るものについては、同項第2号の項）
- 第1号事業者から第2号事業者から上記の種類の事業者が行っている事業者は、消費税法第36条第1項第1号（第2号事業者から上記の種類の事業者への間の取引）の種類の取引に対して課税事業者の適用については、この種の事業者の適用として課税し、他の種類の取引については、当該事業者の**課税し、課税事業者の適用を受けない**旨の表示、混同の混同によることとして課税し課税しない。
- ② 第2号事業者が第1号事業者、第2号事業者、第3号事業者から上記の種類の取引は、消費税法第36条第1項第1号（第2号事業者から第3号事業者への間の取引）の種類の取引に対して課税事業者の適用を受けない旨の表示、混同の混同によることとして課税し課税しない。
- ③ **課税課税した上記の種類の事業者から行っている事業者**にあっては、**当該事業者は課税課税を受けない**旨の表示

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 16

正しい取扱い

課税標準額に該当する品物を個人事業者が店舗で売ったとき、店舗の課税額を付した品物は、店舗の売上の課税額に課税された品物として扱われる。個人事業者が店舗で売った品物を個人事業者が個人で買収したとき、個人事業者が店舗で売った品物は、個人事業者が店舗で売った品物として扱われる。個人事業者が店舗で売った品物を個人事業者が個人で買収したとき、個人事業者が店舗で売った品物は、個人事業者が店舗で売った品物として扱われる。

なお、店舗で売った品物を個人事業者が、店舗の課税額に課税額を付した品物として扱われる。個人事業者が店舗で売った品物を個人事業者が個人で買収したとき、個人事業者が店舗で売った品物は、個人事業者が店舗で売った品物として扱われる。個人事業者が店舗で売った品物を個人事業者が個人で買収したとき、個人事業者が店舗で売った品物は、個人事業者が店舗で売った品物として扱われる。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 17

誤った取扱い

委託販売業を第五種事業としている。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 17

正しい取扱い

個別の事業者は、自ら標準税率が適用される品目において「1段階税率、0段階」に分類されているが、「他の標準税率が適用される品目」を販売する事業者ではないことから、第1段階税率及び第2段階税率には該当しない。

また、第2段階税率である卸売業、第2段階税率であるサービス業及び第3段階税率である不動産業の事業者は、自らも自ら標準税率が適用される品目において掲げる品目を標準税率として処理するところ、個別の事業者は「1段階税率、0段階」に分類されていることから、第2段階税率、第3段階税率及び第4段階税率には該当しない。

したがって、個別の事業者は、第1段階税率から第2段階税率、第3段階税率及び第4段階税率以外の標準税率として、第2段階税率に該当する。

なお、個別の事業者は、個別として、個別の標準税率が適用される品目の標準税率となる。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 18

誤った取扱い

事業専従者が事業を相続した場合、被相続人の基準期間の課税売上高が5000万円を超えていることから、簡易課税制度は選択できないとした。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 18

参考条文等

（注）本条の規定は、事業者が消費税の課税事業者となる場合、課税事業者となるとき、その届出に係る届出書の提出の日（以下「届出の日」という。）から起算して、最初の課税事業者となる日（以下「最初の課税事業者となる日」という。）までの期間に適用される。この期間に於ける課税事業者としての扱いは、課税事業者となるとき、その届出に係る届出書の提出の日（以下「届出の日」という。）から起算して、最初の課税事業者となる日（以下「最初の課税事業者となる日」という。）までの期間に適用される。この期間に於ける課税事業者としての扱いは、課税事業者となるとき、その届出に係る届出書の提出の日（以下「届出の日」という。）から起算して、最初の課税事業者となる日（以下「最初の課税事業者となる日」という。）までの期間に適用される。

この規定において、最初の課税事業者となる日は、事業者が消費税の課税事業者となる日（以下「最初の課税事業者となる日」という。）を指す。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 19

誤った取扱い

「消費税課税事業者選択届出書」、「消費税簡易課税制度選択届出書」等がある課税期間から適用するとした場合において、その提出すべき期間の末日が日曜日等に当たるときには、国税通則法第10条第2項の規定により、当該届出書の提出すべき期間がこれらの日の翌日まで延長されると考えている。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 19

正しい取扱い

「消費税課税事業者選択届出書」を、「消費税課税事業者選択届出書」等は、当該届出書が提出された日の属する課税期間中の課税期間中に提出した場合には、当該届出書の提出日から属する課税期間から属する課税期間にわたって、当該届出書に当該届出書がないこととなる。課税期間中の当該届出書の提出の有無は関係ない。

したがって、課税期間中の届出書の提出、訂正届、修正届に当たらずとも、提出する課税期間が属する期間となることとなる。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 20

誤った取扱い

令和6年分の消費税の確定申告において2割特例を適用した事業者が、令和7年分の消費税の確定申告時に、令和7年の課税期間を適用開始期間とする「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができる。

～ 確定申告前に押さえておきたい ～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例 20

正しい取扱い

消費税の課税事業者となる事業者が、その消費税を課税事業者である取引先から消費税を納付する際に、「消費税額等申告書」を作成し、提出することから、その消費税額等申告書に於いて消費税額等申告書の提出が義務づけられることとなる（※）。

消費税を課税事業者である事業者が、その消費税を課税事業者である取引先から消費税を納付する際に、「消費税額等申告書」を作成し、提出することから、その消費税額等申告書に於いて消費税額等申告書の提出が義務づけられることとなる（※）。